

(様式3)

応募資格要件に該当することの申立書

令和5年 月 日

那覇市長 知念 覚 宛

所在地

法人名(共同事業者の代表)

印

代表者

電話番号

弊社(共同事業者)は、石嶺市営住宅活用用地(第4期分)の制限付一般競争入札の応募に当たり、法人および役員、個人事業者、共同事業者を構成する構成員が下記の事項に該当することを申し立てます。

応募者の資格

- (1) 売買契約成立後30日以内に、土地売買代金の一括支払いが可能なこと。
- (2) 日本の法律により設立され、日本国内に本店(又は主たる事業所)を有する法人又は日本の法律により日本国内で事業を行っている個人事業者。
- (3) 応募者が活用用地を買い受け、土地活用に関する事業を適切に実施できること。
- (4) 土地活用に関する事業の実施(開発、建設、販売若しくは管理・運営等)に必要な資格、経験、資力、技術力、信用を有すること。

共同事業者による応募

- (1) 単独で応募する法人又は個人事業者は、共同事業者の代表事業者又はその他の構成員となることはできない。
- (2) 法人又は個人事業者は、複数の共同事業者の代表者又はその他の構成員となることはできない。

応募者の制限・入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者又は団体。
- (2) 会社更生法に基づく更正手続き開始の申し立て、若しくは民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者。
- (3) 市町村税、国保税等を滞納している者。
- (4) 活用用地を反社会活動のために利用するなど公序良俗に反する用途に使用しようとする者。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号の暴力団員又は同条第2号の暴力団若しくは同条第6号の暴力団員と密接な関係を有する者。
(法人の場合は、その役員もしくは役員予定者も含む)

※印は、印鑑証明と同じ印を捺印すること。